

創業・創立 10周年 道 老舗への

今年が創業・創立10周年の
事業所紹介コーナー

(株)アルベートサム

利用者に寄り添った
在宅介護を目指したい



代表取締役
佐藤 一臣 氏

創業 平成20年1月
所在地 仙台市若林区沖野3-12-11
ホワイトハーヴェン101
電話：022-354-1845
FAX：022-354-1063

福祉の仕事に関わるため転職

当社は、訪問介護を中心に訪問鍼灸マッサージ等の在宅医療福祉サービスを提供しています。

福祉関係の専門学校を卒業後、初めは営業職に就きました。転勤を機に、改めて福祉の仕事に携わりたいと転職し、その後独立しました。現在は、訪問介護を行う『うぐいすケアセンター』と、訪問鍼灸マッサージ『からだ元氣治療院』の運営を行っています。

利用者にとって安心できる 当たり前の存在に

当社の訪問介護は、障がい者・高齢者向けに24時間体制で行っていますが、他社との違いは障がい者の方の利用が多い点です。障害の程度によっては家族だけでの介護は大変なこともあります。私たちが24時間体制で寄り添うことで、利用者の生活の一部になりたいという創業当時から変わらない思いが、利用者の増加につながっていると思います。

また、鍼灸マッサージの訪問サービスは新たに始めた事業です。利用者のリハビリや機能訓練等にもつながるので、まだまだ認知度は低いのですが、イベントや体験会

などを通して、多くの方に利用していただけるようになればいいですね。

福祉の仕事のやりがい

次世代に発信していきたい

福祉の法律は法改正が頻繁に行われるため、広報活動一つをとっても、法令に触れていないか慎重に進めなければなりません。また、今後の高齢化社会において、介護を必要とする人口は増えても、担い手は減る一方です。福祉業界の人材の確保は大きな課題ですので、この仕事の魅力・やりがいをもっと発信していきたいと思っています。

5年前、私は心筋梗塞を患いましたが、大事に至らず復帰することができました。私の命はいただいた命だと感じており、人のために使いたいという思いがあります。利用者の方々が安心して暮らせるよう今後もサポートしていきたいと思っています。



社名は福祉の先進国スウェーデンの言葉で「働き者」という意味。お客さまに感謝される、働き者でありたいという思いが込められている。

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

● 制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

● 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

● 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

● 中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索